

八王子市国民保護計画

～ 皆さんの生命・財産を保護するために ～



このマークは、国民保護措置を行う団体や要員、避難所などを識別するために使用するもので、ジュネーブ諸条約追加議定書 I で定められている国際的な標章です。

八王子市

国民保護についての

質問にお答えします

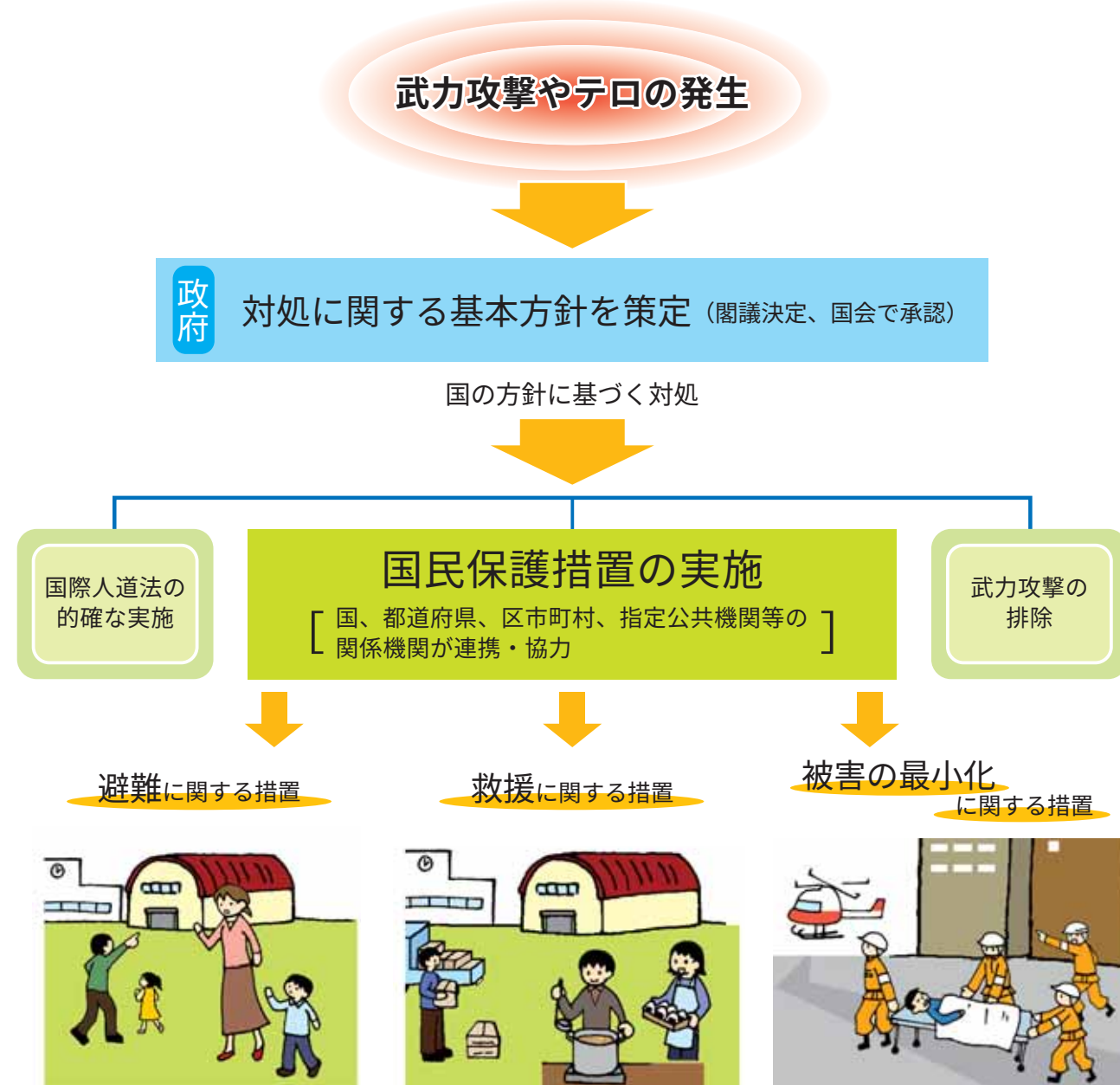
国民保護ってな～に？

国民保護とは、外国からの武力攻撃や大規模テロなどから、国民の生命・身体・財産を保護することをいいます。こうしたことが起きないように、国が外交努力を最大限に行うことは当然であり、市も平和施策の推進に努めています。

しかし、万が一武力攻撃やテロなどの事態が発生したら、国としての一大事です。政府は、事態への対処に関する基本的な方針を定め、関係機関と連携協力し、事態への対処を総合的に推進することとされています。

こうした対処のうち、住民の避難や救援、被害の最小化を、国や都道府県、区市町村などが連携協力して行うのが国民保護措置です。

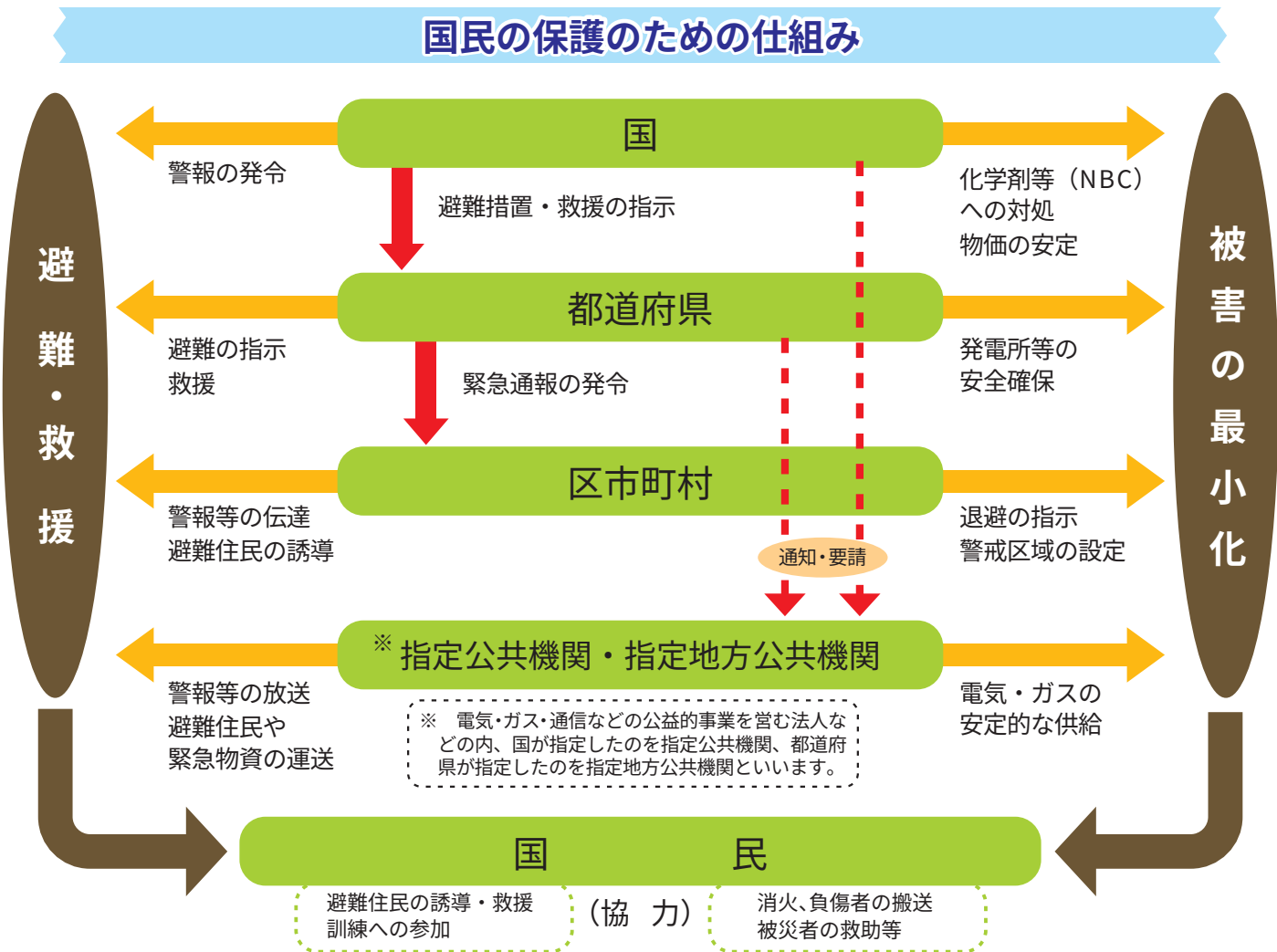
武力攻撃やテロの発生による国民保護措置の実施



市国民保護計画の概要は中面で

だれがどんなことをするの？

国や都道府県、区市町村などが、避難・救援・被害の最小化について、下図にあるような措置を実施します。また、皆さんに住民の避難誘導や負傷者の搬送などのご協力をいただく場合もあります。



計画があるって聞いたけど？

いざというときに、住民の避難や救援などの国民保護措置を迅速・的確に行うため、あらかじめ定めておくのが「国民保護計画」です。計画は、全ての都道府県・区市町村に作成が義務付けられており、国民保護法や国の基本指針に基づいて、「国民保護措置の実施体制」「避難や救援に関する事項」などを盛り込むこととされています。

今回、皆さんにお示しするのが、本市が策定した国民保護計画です。この計画は、武力攻撃やテロそのものに対応するものではなく、これらの被害から皆さんを保護するための計画です。

市国民保護計画の概要は中面で

このほかのQ&Aはこちらへ

計画の構成

万が一の備えとも言える市の国民保護計画。その構成は次のとおりです。

編	主な項目
第1編 総論	市の責務、基本方針、市の地理的・社会的特徴、対象とする事態など
第2編 平素からの備え	組織・体制の整備、避難・救援に関する備え、物資・資材の備蓄、啓発など
第3編 武力攻撃事態等への対処	市国民保護対策本部の設置、警報等の伝達、避難誘導、救援、安否情報、災害への対処など
第4編 復旧等	応急の復旧、武力攻撃災害の復旧、国民保護措置に要した費用の支弁など
第5編 大規模テロ等（緊急処理事態）への対処	初動対応力の強化、平時における警戒、大規模テロ等の類型に応じた対処など

対象とする事態

市が対象とする事態には、外国からの武力攻撃等の「武力攻撃事態」と大規模テロ等の「緊急処理事態」の2つがあり、攻撃の手段や規模によりそれぞれ4つの類型が国の基本指針や都の国民保護計画で想定されています。

事態	事態類型
武力攻撃事態	①着上陸侵攻 ②ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ③弾道ミサイル攻撃 ④航空攻撃
大規模テロ等（緊急処理事態）	①危険物質を有する施設への攻撃（ガス貯蔵施設等） ②大規模集客施設等への攻撃（駅、列車、劇場等） ③大量殺傷物質による攻撃（炭疽菌、サリン等） ④交通機関を破壊手段とした攻撃（航空機による自爆テロ等）

平素からの備え

ここでご説明している避難や救援などの国民保護措置を実施するため、市は平素から次のような備えを行います。

■ 組織・体制の整備

市の体制や職員の参集基準を定め、事態に即応できる体制を確保します。

■ 関係機関との連携体制の整備

都や近隣市町村との連携を強化するとともに、避難や救援に関する事業者との協定の締結に努めます。

■ 物資・資材の備蓄

災害対策と相互に兼ね、国民保護に必要な物資・資材を備蓄します。

■ 啓発等

国民保護の重要性や皆さんにとっていたきたい行動などを、広報やインターネット等を活用して周知を図ります。



大規模テロ等（緊急処理事態）への対処

大規模テロ等（緊急処理事態）への対処は、基本的に武力攻撃事態等への対処に準じますが、市はテロ等が突発的に起こることを考慮し、初動対応の強化に重点を置いています。

平素からの取組み

■ 危機管理体制の強化

テロ等が発生した場合に迅速な初動対応を行うため、市の施設の体制強化や市内の大規模集客施設との緊急連絡体制の整備などを図ります。

■ 情報伝達手段の確保

大規模集客施設や街中にいる不特定多数の人びとに情報を速やかに伝達できるよう、放送事業者や電気通信事業者に協力を依頼するなど、多様な情報手段の確保に努めます。

■ 危機情報の把握

都や関係機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努めます。

テロ発生時の対処

■ 災害対策本部等による対応

テロ等が突然発生した場合には、災害対策本部等の既存のしくみを活用し、迅速・的確に避難や救援などの活動を行います。

■ 状況の把握とパニック防止

正確な状況把握に努めるとともに、皆さんにそうした情報や落ち着いて指示に従うことなどを迅速に伝達し、パニックの防止に努めます。

■ 現地での柔軟な対応

必要に応じて、都や警察・消防などの関係機関と現地連絡調整所を設置し、状況に応じた柔軟な対応を図ります。

《避難のイメージ》（例：屋外で突発的にテロ等が発生した場合）



※ 大規模集客施設等内で発生した場合は施設外への避難が基本

復旧等

ライフライン施設の応急措置や本格的な復旧などを関係機関と協力して行います。

■ 武力攻撃災害の復旧

武力攻撃災害により市内で被害が発生した場合は、国の方針に基づいて本格的な復旧を行います。

■ 費用の請求

国民保護措置に要した費用は、原則として国が負担することから、国に対して負担金の請求を行います。

国民保護Q & A

Q 計画は市だけで作ったのですか？

A 計画の作成にあたっては、八王子市国民保護協議会（国・都・公共事業者・有識者等で構成）に内容を審議いただき、その結果を反映しています。また、計画素案を市民の皆さんに公開し、お寄せいただいた意見も踏まえて計画を策定しました。

Q 国民保護は、地震や台風などの自然災害対策とどう違うのですか？

A 国民保護と自然災害対策とは、国や地方自治体の責任・役割などが異なるほか、市域・都域を越えた避難や化学兵器・生物兵器を用いた攻撃に伴う災害への対処など、自然災害では想定されない内容も含まれています。しかし、避難、救援などについては共通する部分もあることから、「地域防災計画」などの既存の仕組みを最大限活用することとしています。

Q 家庭では何を備えたらよいですか？

A 地震に対する備えと基本的に同じです。携帯ラジオや数日分の飲食料、安否確認のための身分証（運転免許証等）など、各家庭の備えをもう一度ご確認ください。

Q 私たちの自由や権利は保障されるのですか？

A 国民保護措置の実施にあたっては、憲法の保障する国民の自由と権利を尊重します。もし、これに制限を加えざるを得ない場合でも、必要最小限の範囲で、公正かつ適正な手続きのもとに行い、差別的に取り扱うことや思想・良心の自由などを侵すことの無いよう留意します。また、土地等の使用に係る損失補償や不服申立てなど権利・利益の救済も行います。

Q 私たちも協力をする場合があると聞いたのですが？

A 避難誘導や避難所での物資の配布、負傷者の搬送を行う場合などに、皆さんのご協力をいただく場合があります。これらの協力は、強制ではなく自主的意思にゆだねられるもので、協力をいただく場合の安全確保にも十分に配慮します。

もうお聴きになりましたか？

国民保護に係るサイレン

皆さんは、国民保護に係るサイレンをご存知ですか。実は、武力攻撃やテロが発生した際の警報などで使用されるサイレンは、これまでのものと音色やパターンが違ったものとなっています。右で紹介している国民保護ポータルサイトのホームページでお聴きいただけますので、いざというときに備えて、一度聴いてみてください。

国民保護のしくみに関する詳しい情報などはホームページで

- ・国民保護ポータルサイト（内閣官房）
<http://www.kokuminhogo.go.jp/>
- ・総務省消防庁
<http://www.fdma.go.jp/>
- ・東京都総合防災部
<http://www.bousai.metro.tokyo.jp/>

平成 19 年 3 月発行

発行 / 八王子市

編集 / 生活安全部防災課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

電話 042(620)7208 FAX 042(621)1298

ホームページ <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>

R2100

古紙配合率 100%の再生紙を使用しています。